

文化財の防火安全対策に関する覚書

奈良県香芝市教育委員会（以下「甲」という。）と奈良県広域消防組合香芝消防署（以下「乙」という。）は、文化財の防火安全対策を図るため、以下のとおり覚書を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、次の事項について連携し協力する。

- (1) 乙は、文化財に関する情報を甲に求めることができる。
- (2) 甲は、前項の求めがあったときは、保有する情報を乙に提供するものとする。
- (3) 甲は、文化財の指定が決まれば、乙に通知するものとする。
- (4) 乙は、文化財建造物の指定が決まれば、文化財の所有者に消防法令に関する説明を行うものとする。
- (5) 乙は、文化財建造物の所有者に対し指導した内容を、甲に通知するものとする。

（効力及び更新）

第2条 本覚書の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙から書面による本覚書の期間を延長しない旨の申し出がないときは、本覚書は自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とするものとする。

（疑義）

第3条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が相互に協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年12月1日

甲 奈良県香芝市教育委員会
教 育 長



乙 奈良県広域消防組合
香芝消防署長

